

## 反社会的勢力排除に関する覚書

貴社（以下「甲」という）と株式会社チルコート（以下「乙」という）は、日本国政府（犯罪対策 閣僚会議）から公表された平成19年6月19日付（※反社会的勢力-20170401 改訂）「反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、甲・乙間で現在締結し、または将来締結する一切の契約（書面によるか否かを問いません。）に関し、以下の通りとする。

### 第1条

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに基づくものとします。

- (1)「反社会的勢力」 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊 知能暴力集団、その他、暴力・威力・詐欺的手法に属する経済的利益を追求する団体または個人で、更に該当しなくなってから5年経過しない者を含む。
- (2)「自己」甲が自分自身を示すことをいいます。
- (3)「自己等」自己の役員、実質的に経営に関与する者、重要な地位の使用人自己の経営を実質的に支配する者、自己の親会社、子会社及び下請け外注先等をいいます。

### 第2条

甲は現在及び将来に於いても次の各号について表明し保証するものとします。

- (1)「自己」及び「自己等」が「反社会的勢力」に該当しないこと。
- (2)「自己」及び「自己等」が「反社会的勢力」との間で、「反社会的勢力」であることを知りながら、資金、役務提供等の何らかの便宜を供給するなど、「反社会的勢力」の運営維持に協力・関与しないこと。
- (3)「自己」及び「自己等」が「反社会的勢力」と社会的に非難されるような交友関係にないこと。
- (4)「自己」及び「自己等」が、自らまたは第三者を利用して相手方および相手方の従業員に対して、暴行・傷害・脅迫・恐喝・威圧等の暴力的行為または虚偽の風説の流布や偽計などの詐欺的手法を用いて、合理的な範囲を超える不当な要求、業務の妨害、名誉・信用の毀損等を行わないこと。
- (5)「自己等」が、「反社会的勢力」ではないにも拘わらず、殊更に自らが「反社会的勢力」またはそれに関係する旨を、相手方または第三者に伝える等の行為をしないこと。

### 第3条

乙は甲について第2条の表明ないし保証に反する事実が判明した場合には、乙は直ちに公安に通報し、甲に対して催告することなく、全ての契約を解除する。

### 第4条

甲および乙は相手方の業務を外部に委託する場合、委託の時点において委託先が「反社会的勢力」に該当しないことを保証する。

#### 第5条

乙は甲を本書第3条に基づき契約を解除した場合、違反した相手方に損害が生じても賠償責任を負わないものとする。

#### 第6条

甲は「自己」及び「自己等」が本書第2条に違反したことにより、第3条に基づき、乙が契約を解除した場合、乙に発生する損害を賠償するものとします。

#### 第7条

甲および乙は、「反社会的勢力」を排除する趣旨の契約をすでに締結していた場合、本覚書がそれらの契約に優先するものとします。